

保険・年金



国民健康保険・後期高齢者医療の「医療費のお知らせ」について

国民健康保険及び後期高齢者医療に加入の皆さんに、ご自身の診察にかかった費用等をご確認いただくため、表のとおり医療費のお知らせ（「医療費通知」）を送付しています。

医療費通知の送付時期

後期高齢者医療		国民健康保険	
送付月	対象期間	送付月	対象期間
10月	1～5月診療分	4月	1・2月診療分
		6月	3・4月診療分
2月	6～10月診療分	8月	5・6月診療分
		10月	7・8月診療分
6月	11・12月診療分	12月	9・10月診療分
		2月	11・12月診療分

この通知は、確定申告の医療費控除を受ける際の添付書類として利用することができます。確定申告の手続きの際にお手元に届いていない診療分につきましては、領収書をご使用いただけますようお願いいたします。

問合先

国民健康保険の医療費通知
保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

後期高齢者医療の医療費通知

愛知県後期高齢者医療広域連合給付課

☎ 955・1205

FAX 955・1298

医療費の適正化にご協力を

皆さんが医療機関等にかかったときの医療費は、皆さんが納めている保険税（料）でまかなわれています。柔道整復師（接骨院・整骨院）や鍼灸師による施術を受けるときは、健康保険が使える範囲を正しく理解し、適切に受診しましょう。

【保険医療の対象となる場合】

〈柔道整復〉

骨折、脱臼、打撲及び捻挫等の損傷に対する施術を受ける場合

〈あんま・マッサージ〉

筋麻痺、関節拘縮等で医療上マッサージを必要とする場合

〈はり・きゅう〉

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の慢性的な疼痛を主訴とする疾患の治療

を受けた場合

【保険医療の対象とならない場合】

- ・病院や診療所等で、同じ症状に対する治療を受けている場合
- ・単なる肩こり、筋肉疲労や慢性的症状に対する施術を受ける場合
- ・疲労回復や慰安目的、疾病予防の施術を受ける場合

【施術を受ける際の注意事項】

- ・施術を受けるには、医師の同意書または診断書が必要です。ただし、骨折及び脱臼の応急手当を受ける場合は除きます。
- ・施術を受けた後「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、必ずご自身が署名してください。
- ・領収書は毎回発行してもらい、保管してください。
- ・施術が長期にわたる場合は、内科系疾患の可能性も考えられるので、医師の診察を受けましょう。

問合先 保険医療課

☎ 444・3168

FAX 443・3555

環境・衛生



飼い犬のフンの後始末をお願いします

飼い犬のフンは、飼い主が責任をもって後始末をしてください。まちもこころ美しく保ちましょう。

問合先 環境衛生課

☎ 444・3132

FAX 443・3555

発火の危険性があるごみについて

ごみ収集車（パッカー車）やごみ処理工場の火災事故は、「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池（充電式電池含む）」の不燃ごみへの混入が主な原因です。火災事故発生時は、単に日常の作業に支障が出るだけでなく、市全体のごみ収集に、多大な影響をおよぼしかねません。

スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池（充電式電池含む）は、不燃ごみでは絶対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方にご協力ください。

日頃から、市民一人ひとりにより次の場所で適切に分別して出すことで、火災事故発生の未然防止につながります。

①資源ごみ収集ステーション(市内各地域ごと)毎月1回(七宝地区:第2水曜日、美和地区:第3水曜日、甚目寺地区:第4水曜日)の午前9時まで。

②あま市リサイクルステーション(甚目寺庁舎駐車場内)毎日:午前9時から午後5時まで。(土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までを除く)開場中は、いつでも受入れ可能です。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

都市計画



名古屋都市計画 生産緑地地区の変更案の縦覧

生産緑地地区の変更案を次のとおり縦覧します。

縦覧期間中、この案に意見のある方は市に対して意見書を提出することができます。

縦覧期間 1月11日(水)～25日(水)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)

縦覧場所 都市計画課(本庁舎)

問合先 都市計画課

☎441・7112
FAX 441・8387

土木



路上にはみ出している樹木剪定のお願い

庭先の樹木は景観を良くし、通行する人々への憩いを与えてくれます。しかし、その樹木が繁茂し道路にはみ出してしまつと通行の妨げ、視界不良による事故を引き起こす危険性があります。

樹木の所有者の皆さんは、道路上に樹木が張り出さないよう剪定するなど、道路を利用する方が安全かつ快適に通行できるよう適正な管理をお願いします。

問合先 土木課

☎441・7113

FAX 441・8387



防犯

乗物盗にご注意を!

最近、市内において、乗物盗(自動車・オートバイ・自転車など)が増加しています。

施錠していても盗まれたケースがあります。

自転車・オートバイには補助錠での二重ロック、自動車にはタイヤロック・ハンドルロック・警報装置といった防犯グッズを活用し、乗物盗の対策を徹底しましょう。

わずかな時間でも乗物から離れるときは、必ず鍵を掛けましょう。

犯罪は身近で起きることを自覚し、防犯に努めましょう。

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手口	令和4年10月中認知件数	前月比
侵入盗(空き巣など)	3件	+1件
乗物盗(自動車盗など)	17件	+9件
非侵入盗(車上ねらいなど)	14件	+1件
計	34件	+11件

問合先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

交通安全

令和4年中交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	111人
津島警察署管内	2人
あま市	0人

令和4年10月末現在
問合先 安全安心課
☎444・0862 FAX441・8330

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.78

名称 新居屋西交差点
場所 新居屋辻畑、岩屋

朝の通勤時間帯は渋滞する県道。進行方向の信号は青だったが、前方が止まっていたため、交差点に進入しないで、停止線で停車した。その時、歩行補助車を押したお年寄りが横断してきた。止まった自動車を見て、信号が変わったものと勘違いしたようだ。ちょうどそこに、対向車が近付く。お年寄りは腰が曲がっていて、下を向いて歩くから、渋滞の車列に隠れた対向車が見えない。私はクラクションを鳴らして、お年寄りを横断歩道の中央手前で止めた。歩行補助車を押していると、信号機を見上げづらい。でも、信号はしっかりと確認しなければならない。

(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット：あ！マップから抜粋)



(危険とを感じる場所や体験等の情報を募集しています)
問合せ 安全安心課

TEL 444・0862
FAX 441・8330

統計

統計調査員を募集しています

国や県からの委託により実施する統計調査に従事する統計調査員を募集しています。

応募資格(次の①～⑥をすべて満たす方)

- ① 年齢が満20歳以上である方
- ② 責任をもって調査事務を遂行できる方
- ③ 職務上知り得た秘密の保持等に関し、十分信頼できる方
- ④ 調査内容を十分理解し、職務を円滑に遂行できる方
- ⑤ 税務または警察の事務に直接関係のない方
- ⑥ 公職の候補者の選挙活動に直接関係のない方

仕事の内容

市内の区域の調査を受け持ち、調査の対象(事業所、住居等)を訪問して調査票の記入をお願いし、後日、記入された調査票を回収します。

仕事の周期

調査ごとに実施の時期や規模が異なるため、不定期となります。年によつては、1回もお願いできない場合もあります。

報酬

調査活動に従事した対価として報酬が支払われます。報酬は国などの基準により支払われ、報酬額は調査の種類や受け持ち件数などにより異なりますが、2～4万円程度です。

応募方法

次のいずれかの方法で情報推進課統計係へ「あま市統計調査員登録申込書(申込書は市公式ウェブサイトからダウンロードいただくか、情報推進課窓口でお渡しします)」をご提出ください。

後日、簡単な面接と統計調査についての説明を行います。

- ① 持ち込みによる提出(本庁舎3階情報推進課)
- ② 郵送による提出(〒490-129 2 あま市木田戌亥18番地1 あま市役所情報推進課宛)
- ③ 電子申請による申込(二次元コードから)

お申し込みください

問合せ 情報推進課

TEL 444・1373

FAX 444・0982



その他

学校給食センターの施設見学及び試食について

学校給食センターでは、学校給食に関して広く知ってもらい理解を深めてもらうことや、未来を担う児童等の心身の健全な発達に寄与するため、施設見学を実施しています。

対象者 児童等の保護者(市内在住または在勤の方)

申込必要人数 5人以上(最大受入人数40人)

申込

申込書を市公式ウェブサイトからダウンロードして学校給食センター窓口へ提出してください。

施設見学 希望日の2週間前まで

(申込後の日にちの変更は、1週間前までにご連絡ください)

試食 希望日の前月10日まで

(申込後の取り消しや試食数の変更は、1週間前の午後3時までにご連絡ください。食材の都合で変更できない場合があります)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止または、受入人数の制限をする場合があります。

問合せ 学校給食センター課

☎ 441-7666
FAX 441-7677

令和5年1月16日から窓口キャッシュレス決済が利用できるようになります

市民の皆さんの支払方法の多様化と新型コロナウイルス感染症対策による人と人との接触機会を減らすため、窓口にはキャッシュレス決済を導入します。

利用可能窓口

市民課(甚目寺庁舎)、税務課(本庁舎)、収納課(本庁舎)、美和・七宝市民サービスセンター

対象となる証明書等

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍及び各種税務諸証明書の交付手数料

決済方法

クレジットカード

VISA・MasterCard・JCB等

電子マネー

・交通系IC・QUICPay・iD・nanaco・WAON・楽天Edy等

QRコード決済

・PayPay・auPAY・d払い・楽天ペイ等

注意事項

- ・全ての決済サービスには、対応していません。
- ・領収書の発行はできません。領収書が必要な場合は、現金でお支払いください。
- ・窓口でのチャージ(カードへの入金)はできません。
- ・現金と併用してのお支払いはできません。
- ・クレジットカードは一括支払いのみです。
- ・月々金曜日の午後5時15分から午前8時30分まで及び土・日曜・祝日の交付は、現金でお支払いください。

問合先 情報推進課

☎ 444-1373
FAX 444-0982

ふれあい農園利用者募集

ふれあい農園の利用者を次のとおり募集します。(1区画 約13㎡)

本郷1号農園 20区画(人)
本郷2号農園 18区画(人)
新居屋4号農園 30区画(人)
二ツ寺5号農園 12区画(人)

利用期間 4月1日(土)～令和7年3月31日(月)

対象(次の条件にあてはまる方)

・市内に住所を有する方(法人を除く)

・本人及び世帯員が畑を耕作していない方

・割当区画の管理を充分に行うことができる方

貸付料 年間1,800円

申込方法

市公式ウェブサイトにある「あま市ふれあい農園利用申込書」をご記入いただき、郵送またはFAXでお申し込みください。

インターネットのご利用が難しい方は農政課(本庁舎)窓口にお越しください。申込書をご用意しますので、

ご記入後、提出をしていただけます。
申込期間 1月16日(月)～1月31日(火)

(当日消印有効)

その他 申込は、1人(1世帯)で1区画です。

申請者の数が募集数を上回る場合は、各農園ごとに農政課(本庁舎)で抽選を行い利用者を決定し、郵送でお知らせします。

抽選に漏れた方は、待機者とし、区画に空きが出た場合は、各農園の待機順に利用資格を得るものとします。

問合先 農政課

☎ 441-7114
FAX 441-8387

